

「榛東村環境基本条例」制定のための

パブリックコメントを募集します

榛東村では、村の環境の保全および創造についての基本理念を定め、村・村民・事業者それぞれの責務を明らかにするため、「榛東村環境基本条例」を制定します。

この条例では、環境の保全などに関する施策の基本となる事項を定めることで、村民の皆さんが安心して生活できる環境を確保し、地球環境の保全に貢献することを目的としています。

第5次榛東村総合計画では「村民とともに歩むパートナーシップによるむらづくり」を基本理念としています。「榛東村環境基本条例」を制定するにあたり、村民の皆さんから広くご意見をいただき、よりよい村を創り上げるための基礎とするため、この条例に対するパブリックコメントの募集を次のとおり行います。

○パブリックコメントとは

パブリックコメントとは、意見公募手続とも呼ばれ、行政機関な

どが条例の制定や計画の策定などにあたり、広く住民に素案を公表し、出された意見などを考慮してその条例や計画に反映することで、よりよい行政を目指すものです。

○意見の募集方法

■募集期間
平成23年3月18日(金)から平成23年4月18日(月)まで

■意見を提出できる方
村内に在住または在勤している方、およびこの条例に利害関係を有する方。

■意見の提出方法
氏名および住所を記入し、電子メール、郵送、ファックス、または直接持参により提出してください(様式は自由)。

■提出先
〒370-3593

榛東村新井790番地1
榛東村役場住民生活課

iyunin@vill.shinto.gunma.jp
℡0279-54-8225

■提出された意見および村の考え方の公表
平成23年5月に村ホームページで公表します。

○榛東村環境基本条例(素案)

(目的)

第1条 この条例は、榛東村の環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。について、基本理念を定め、並びに、村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の村民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、地球環境保全に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、村民が健康で文化的な生活を営むうえ

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに、村民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(村民の責務)

第4条 村民は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 村民は、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めるものとする。

(村民の責務)

第5条 村民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 村民は、環境の保全等に自ら

努めるとともに、村が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等から積極的に努めるとともに、村が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(基本方針)

第7条 村は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とし、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより人の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な生活環境を創造すること。

(4) 資源の循環利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の排出抑制等を推進することにより環境への負荷の低減が図られること。

(5) 地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨その他の地球環境問題に対する村民等の自発的な学習を啓発し、及び環境の保全等に関する施策への積極的な参加を促すことにより地球環境の保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第8条 村長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、榛東村環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する目標及び総合的な施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 村長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ榛東村環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 村長は、環境基本計画を定めるときは、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

6 村長は、必要に応じて、環境基本計画に基づき実施された施策状況等について報告書を作成し、及び公表するものとする。

(村の施策と環境基本計画との整合)

第9条 村は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第10条 村は、環境の保全上の支障を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、村は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第11条 村は、村民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための適切な措置をとることを助長するため、経済的助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備)

第12条 村は、環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環利用等の促進)

第13条 村は、環境への負荷の低減を図るため、村民等が行う資源の循環利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の排出抑制等が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に関する教育及び学習の振興)

第14条 村は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全等に関する広報活動の充実により村民等が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動を推進するための措置)

第15条 村は、村民等が組織する民間団体が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 村は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体が自発的に行う環境の保全等に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第17条 村は、環境の保全等に関する

する施策の適切な推進を図るため、環境の状況の把握その他の環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第18条 村は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(地球環境保全の推進)

第19条 村は、国、他の地方公共団体その他の関係機関と協力して地球環境保全に関する施策を推進するとともに、環境の保全等に関する情報交換等を行うことにより地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第20条 村は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、環境の保全等に関し、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。